

ImPACT に関する規程の改定について

平成 28 年 3 月 24 日

革新的研究開発推進プログラム担当室

ImPACT の一層の円滑な推進を図るため、以下のとおり、関係規程について所要の改定を行うこととしたい。

1. 改定する規程

- ・革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領（平成 26 年 2 月 27 日 革新的研究開発推進会議決定）
- ・革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（平成 26 年 3 月 17 日 革新的研究開発推進会議決定）

2. 改定のポイント

(1) 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」に係る変更

○ 共同研究契約の明示

企業等が研究開発成果の実用化等を目的にマッチングファンド等により研究開発プログラムに参画できることを明確にするため、研究開発機関との契約方式として「原則として委託契約」としていたところ、「共同研究契約」も明示する。

○ 進捗管理方法の見直し

現行の規程では有識者会議による進捗管理（PM が取り組むチャレンジングな研究開発に対する進捗状況の把握や助言、必要に応じた改善要求）を効果的に実施するため、PM 毎に担当構成員（有識者会議構成員より複数名指定）を置き、PM から適宜報告を受けることになっている。

現在、外部有識者の協力の下、PM からの進捗状況のヒアリング、PM への助言等をレビュー会として実施しているが、これを担当構成員に代わり進捗管理に資する場として明確に位置付ける。

○ 「PM に関係する機関」の推進会議による承認

利益相反マネジメントの一環として、「PM に関係する機関」の研究開発資金の配分変更についても推進会議による承認を必要としている。しかしながら、一旦承認した「PM に関係する機関」については、その研究開発資金を減額する場合は利益相反について確認する必要性は無いと考えられることから、推進会議による承認を増額する場合のみとする。

○ その他

平成 27 年 4 月 1 日の国立研究開発法人化に伴い、「独立行政法人科学技術振興機構」の名称を修正する等、文言を適正化。（（2）についても同様）

（2）「革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針」に係る変更

○ 管理経費の取扱い

「科学技術イノベーション総合戦略 2015（平成 27 年 6 月 19 日 閣議決定）」において、「競争的資金以外の研究資金についても、間接経費の導入等の実施について検討する。上記に関して、特に、内閣府、文部科学省の大学等に対する研究資金について、平成 28 年度以降の新規採択から、原則、間接経費を 30%措置する。」と定められている。本決定を踏まえ、ImPACT の研究費において措置している管理経費についても間接経費に相当するものとして、平成 28 年度以降に新規に採用決定された PM が大学等を含む研究開発機関と委託研究契約等を結ぶ場合に措置する管理経費を 30%まで認める旨を明示する。

○ 研究費の再委託に関する取扱い

研究開発機関が再委託を行う場合について、その手順に関する記載がなかったことから、必要性があることを確認した上で再委託を認めることを明記する。

○ 実施状況報告書の提出期限の延長

「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」を踏まえ、実施状況報告書の提出期限を、国の会計年度終了後 1 月以内から 2 月以内まで可能と変更する。

以 上